

各共済契約者様

独立行政法人福祉医療機構

理事長 中村 裕



令和5年度の掛金納付対象職員届の提出及び掛金納付請求について（通知）

社会福祉施設職員等退職手当共済事業の業務につきましては、平素よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
来月から、新事業年度となりますので、令和5年度の掛金納付についてご案内いたします。下記のとおり書類の提出・掛金の納付をお願いいたします。

掛金納付対象職員届は、社会福祉施設職員等退職手当共済法第15条に基づく掛金納付のため、社会福祉施設職員等退職手当共済約款第18条で規定した書類であり、各年度に納付していただく掛金額の基礎となる職員数や、前年度の被共済職員期間となる月・ならない月、育児休業等の状況を届け出る書類です。

また、給付費の財源である国及び都道府県の補助金の請求の基礎になる書類でもありますので、記載漏れや記入誤りがないよう十分ご注意のうえ作成してください。

記

1 掛金納付対象職員届 【提出期限 令和5年4月30日（必着）】

- (1) 電子届出システムの利用登録をしている場合
システムのみで、作成から届出まで行えます。手順は、ホームページに掲載している「社会福祉施設職員等退職手当共済制度マニュアル」をご参照ください。
- (2) 電子届出システムの利用登録をしていない場合
同封した「令和5年度掛金納付対象職員届」に、加除修正等を行い、同時送付の返送用封筒（黄色）を使用し、直接、当機構に郵送してください。作成は、「令和5年度掛金納付対象職員届作成要領」をご参照ください。

2 掛金 【納付期限 令和5年5月31日】

- (1) 単位掛金額は、44,500円（予定：令和5年3月末の大臣告示により変わる場合があります）
- (2) 掛金額は、下記アからエまでの合計額

ア. 社会福祉施設等職員 令和5年4月1日現在社会福祉施設等職員数×44,500円

イ. 特定介護保険施設等職員（制度改正に係る経過措置により引続き公費助成の対象となっている被共済職員に限る。） 令和5年4月1日現在特定介護保険施設等職員数×44,500円

ウ. 特定介護保険施設等職員（制度改正に係る経過措置により引続き公費助成の対象となっている被共済職員を除く。） 令和5年4月1日現在特定介護保険施設等職員数×44,500円×3

エ. 申出施設等職員 令和5年4月1日現在申出施設等職員数×44,500円×3

- (3) 振込先は、当機構指定の銀行口座です。
電子届出システム利用者は、システムから金額等が記載された振込用紙を印刷しご使用ください。
電子届出システム未利用者は、同封の振込用紙をご使用ください。
- (4) 掛金は、4月1日に新設（申出）された施設の職員分を含めて、一括で納付してください。

※ 納付期限までに掛金が納付されなかった場合は、年10.95%の割増金が発生します。

また、納付期限後2か月以内に掛金が納付されなかった場合は、退職手当共済契約が解除されることになりますのでご注意ください。